

「舞鶴市文化親善大使」の位置づけについての答申への対応（案）

1. 舞鶴市にある他の表彰制度・名誉市民制度（まいづる大使）との関係性

舞鶴市の表彰規定は、過去の功績を表彰するものであり、また名誉市民制度（舞鶴大使（平成7年創設、平成21年度に終結）、まいづる応援団特命大使（平成25年度創設（市制70周年をきっかけに創設）その後活動なし）ともその趣旨が大きく異なっている。

舞鶴市文化親善大使は、文化振興に資するため、舞鶴市の魅力及び良さを広く国内外に発信し、本市のイメージアップを行うという未来につながる活動を行っていただくものである。

【参考】

(1) 舞鶴市表彰規程

舞鶴市功労者条例及び舞鶴市職員の表彰に関する規程によるもののほか、市政の発展に顕著な功績があった者又は市政の推進に多大の協力をした者の表彰を行う。市長が表彰状及び記念品を贈呈して行い、表彰者名簿に記録する。

- (1) 市制の発展に多大の貢献をしたもの
- (2) 地域自治組織の振興に顕著な功績があったもの
- (3) 教育、学芸、文化及び体育の向上について功績が顕著なもの
(中略)
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が適当と認めたもの

⇒過去の功績に対して表彰するもの

(2) まいづる大使（規程・要綱等なし）

①まいづる大使（7名岡田輝氏他）

平成7年に創設。本市出身やゆかりのある著名な方に就任いただき、舞鶴のPRやまちづくりに関する提言などをいただく。平成21年度に終結。

②まいづる応援団（47名）

平成25年度に創設。全国から舞鶴の魅力をPRしていただくことを目的に「応援団」を設置。市外在住で、①舞鶴市出身の方、②舞鶴市ゆかりの方、③舞鶴市に関心のある方に入団いただいている。

<団員の役割>

- ・ 舞鶴市のまちづくりへの意見・提言
- ・ 舞鶴市が開催する交流会への参加
- ・ SNS等を通じて舞鶴の魅力をPR

③まいづる応援団特命大使（3名ギャル曾根氏他）

平成 25 年度に創設。様々な分野で活躍されている方に、舞鶴の魅力为全国に広くPRし、全国的な知名度アップを図るために、「特命大使」を設置。市制 70 周年をきっかけに委嘱したが、次年度以降の活動なし。

<大使の役割>

- ・ 本市の観光、自然環境、歴史、文化、産業等の宣伝
- ・ 本市が実施する行催事への協力支援
- ・ 本市に有益な情報の収集、提供及び助言

④まいづる応援大使

平成 29 年始まり。本市で過ごされた海上自衛隊、海上保安庁の幹部の方が、他地域へ離任される際に、次の勤務先でも舞鶴の魅力を発信していただけるよう、「まいづる応援大使」としての名刺をお渡ししている。要綱、決裁なし。

⇒特命大使は突発的な委嘱のみで活動実態なし
応援大使は対象者限定

(3) 舞鶴市文化親善大使設置要綱

令和 3 年 4 月 1 日施行。文化振興に資するため、舞鶴市文化親善大使を設置し、舞鶴市の魅力及び良さを広く国内外に発信し、本市のイメージアップを行う。

令和 3 年 11 月、舞鶴市文化振興基本計画における位置付けについて、舞鶴市文化振興審議会に諮問。

<大使の活動>（第 2 条）

- (1) 国内外の都市間の文化交流事業、日常の活動等における市の紹介、広報および宣伝活動
- (2) 市が実施する各種行事への協力
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める活動

⇒未来に向けて活動してもらう

※突発的な取組としないために、「要綱」を廃止し規則として制定したい。

2. 舞鶴市文化親善大使の選抜・決定の仕組み

今後、文化親善大使を追加決定する場合には、審議会へ報告することとする。

(これまで：田中彩子氏)

- | | |
|-----------------|---|
| 令和 3 年 2 月 12 日 | 市長公室長名で田中氏に協力依頼
(文化振興課発議・他関係 5 課合議・市長決裁) |
| 令和 3 年 2 月 18 日 | 田中氏への委嘱について決定
(文化振興課発議・他関係 5 課合議・市長決裁) |
| 令和 3 年 4 月 18 日 | 舞鶴市文化親善大使委嘱式において委嘱状交付 |